

山口県の

脱炭素化支援メニュー のご案内

住宅の購入を御検討されている**個人**の方

1 山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金

次世代自動車の購入を御検討されている**個人・事業者**の方

2 山口県次世代自動車整備資金融資

省・創・蓄エネ関連設備の導入を御検討されている**事業者**の方

3 山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資

何から取り組んだらよいか悩んでいる**個人・事業者**の方

4 省エネ支援制度

再生可能エネルギーの導入を御検討されている**事業者**の方

5 再エネ支援制度

6 市町の設備導入支援制度



1

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金

ゼロ

山口県産省・創・蓄エネルギー関連設備を導入した新築のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を購入し、ZEH等に係る情報発信・情報収集へ協力していただける個人に対して補助をします



高い断熱性能と高効率な省エネ設備により、使うエネルギーを大幅に削減し、太陽光発電等により、再生可能エネルギーを創ることで、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨とした住宅



●● メリット ●●

光熱費削減
健康で快適なおうち時間
防災・減災機能

対象住宅

- ① 「ZEH」の基準を満たす住宅
- ② 山口県産省・創・蓄エネ関連設備を導入
- ③ 対象期間内に内覧会（完成見学会）を開催

補助額

定額 20万円/戸

対象者

- ① 山口県内に自ら居住する（予定）方でZEHを新築又は新築建売のZEHを購入
- ② 「県税」及び「市町税のうち個人住民税」に滞納がない方
- ③ 申請時及び事業完了1年後の住まいに関するアンケート調査に回答

募集期間等

- 第1次募集：4月18日（火）～5月1日（月） ▶ 内覧会開催時期：夏季（5月～10月）
 第2次募集：9月1日（金）～9月15日（金） ▶ 内覧会開催時期：冬季（11月～2月）
 ※第1次、第2次ともに抽選式

お問い合わせ

山口県地球温暖化防止活動推進センター
 ☎ 083-933-0008（ダイヤルイン：7） ✉ yccca@yobou.or.jp
 業務時間：8:30～17:00 ※土日祝を除く



2 山口県次世代自動車整備資金融資

次世代自動車を購入する個人及び事業者の方に金融機関と協調した低利融資を行います

対象車両

燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車 等の新車

対象者・条件

個人

対象者

- ① 県内に住所を有する方
- ② 県税及び個人住民税に滞納がない方
- ③ 事前に購入（納車）していない方
- ④ 金融機関が定める審査基準を満たす方

限度額 500万円/台

融資利率 年1.5%（固定）

保証料 取扱金融機関により規定

償還方法・期間 元金均等月賦償還
10年以内

取扱金融機関 中国労働金庫、東山口信用金庫、萩山口信用金庫、山口信用組合

事業所

- ① 県が定める中小企業者及び組合等に該当する方
- ② 県内に事業場を有し、原則、現事業を6カ月以上行っている方
- ③ 事業税に滞納がない方
- ④ 事前に購入（納車）していない方
- ⑤ 金融機関が定める担保・保証を受けられる方

500万円/台

年1.5%（固定）

取扱金融機関により規定

元金均等月賦償還
10年以内（据置期間1年以内を含む）

山口銀行、広島銀行、もみじ銀行、西日本シティ銀行、東山口信用金庫、萩山口信用金庫、西中国信用金庫、山口信用組合

お問い合わせ

山口県環境政策課地球温暖化対策班
 ☎ 083-933-2690 業務時間：8:30～17:15 ※土日祝を除く



3 山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資

省・創・蓄エネ関連設備等（LED照明、高効率空調、太陽光発電設備、蓄電池 等）を整備する**事業者**の方に金融機関と協調した低利融資を行います

対象設備

省エネルギー関連設備

- ▶ 照明、給湯、空調等の効率化を目的とした設備
- ▶ 断熱性能の向上を目的とした設備
- ▶ 燃料転換設備、熱電併給設備で、温室効果ガス排出量（CO₂換算）が既存設備比で10%以上削減できるもの

創エネルギー関連設備

- ▶ 再生可能エネルギーを利用した発電設備（全量売電を目的とした設備を除く）又は熱利用設備

蓄エネルギー関連設備

- ▶ 蓄電池、燃料電池、V2B等の電力等のエネルギーを蓄え、必要に応じて利用可能な設備

対象者

- ① 県が定める中小企業者及び組合等に該当する方
- ② 事業税を滞納していない方
- ③ 事前に着工・購入していない方
- ④ 金融機関が定める担保・保証を受けられる方
- ⑤ 県が認める**省エネ診断を受診**していることまたは**やまぐち再エネ電力利用事業所に認定**されていること

条件

- 限度額** 5,000万円/件
- 融資利率** 年1.0%（固定） ※利子補給制度を活用した場合
- 保証料** 取扱金融機関により規定
- 償還方法・期間** 元金均等月賦償還
10年以内（据置期間2年以内を含む）
- 取扱金融機関** 山口銀行、西京銀行、広島銀行、もみじ銀行、西日本シティ銀行、東山口信用金庫、萩山口信用金庫、西中国信用金庫、山口信用組合

お問い合わせ

山口県環境政策課地球温暖化対策班
☎ 083-933-2690 業務時間：8:30～17:15 ※土日祝を除く



4 省エネ支援制度

ストップ温暖化診断

専門家が**家庭**の温暖化対策に対する診断を**無料**で実施し、**省エネ・CO₂排出削減等**に関する**アドバイス**を行います

対象者

①または②の方

- ① 山口県内にお住まいの方
- ② 山口県内に勤務先のある方

診断料・方法

診断料：**無料**

診断方法：地球温暖化防止活動推進員による診断
※希望者には訪問診断を行います

お問い合わせ

山口県地球温暖化防止活動推進センター
☎ 083-933-0008（ダイヤルイン：7）

HPはこちら



脱炭素セミナー

省エネ診断

省エネや再エネ利用に対する**意識向上や知識習得を目的**とした**事業者向けのセミナー**の開催や、事業所に専門家を派遣する**無料の省エネ診断**を実施します

お問い合わせ

山口県地球温暖化防止活動推進センター
☎ 083-933-0008（ダイヤルイン：7）

HPはこちら



その他省エネに関する窓口

●省エネ診断について

一般財団法人省エネルギーセンター 省エネ診断事務局
☎ 03-5439-9732

●省エネの取組に関する相談について（省エネお助け隊）

一般財団法人エネルギー・マネジメント協会
☎ 093-873-1333

5 再エネ支援制度

やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度

県内の再生可能エネルギーによって発電された電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を「やまぐち再エネ電力利用事業所」として認定するとともに、県HP等で事業所の取組を紹介します



要件

- ① 2030年度までに再エネ電力への切り替えを宣言
- ② 調達した電力のうち再エネ電力の比率が30%以上
- ③ 調達した電力のうち県内で発電された再エネ電力が含まれていること

お問い合わせ

山口県環境政策課地球温暖化対策班
☎ 083-933-2690
業務時間：8:30～17:15



6 市町の設備導入支援制度

県内市町における個人及び事業所向けの各種支援制度の一部をご紹介します
予定数に達し、受付を終了している場合がありますので、詳細は関係市町担当課にお問い合わせください

市町名	区分	対象設備				連絡先	
		太陽光	蓄電池	太陽熱	その他	担当課名	電話番号
下関市	個人		○		○家庭用燃料電池 他	環境政策課	083-252-7116
宇部市	個人	○	○★			環境政策課	0836-34-8246
				○※	○家庭用燃料電池 他	住宅政策課	0836-34-8252
山口市	個人			○※	○ペレットストーブ	ふるさと産業振興課	083-934-2719
	事業者				○エアコン、LED照明器具、冷凍・冷蔵庫、温水器（ガス・石油・電気）		
萩市	個人				○薪ストーブ	林政課	0838-25-4194
防府市	個人	○※	○※	○※	○家庭用燃料電池 他	商工振興課	0835-25-2147
	事業者	●	●				
光市	個人				○ZEH	環境政策課	0833-72-1465
長門市	個人		○			生活環境課	0837-23-1134
美祢市	個人	○※	○※	○※		商工労働課	0837-52-5224
周南市	個人				○ZEH、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車	環境政策課	0834-22-8324
	事業者				○燃料電池自動車	商工振興課	0834-22-8837
山陽小野田市	個人	○※	○※	○※	○家庭用燃料電池 他	建築住宅課	0836-82-1167

○：補助 ●：融資 ※リフォームのみを対象とする制度 ★：太陽光と同時購入のみ

リーフレットに関するお問い合わせ

山口県環境政策課地球温暖化対策班
〒753-8501 山口市滝町1番1号
☎ 083-933-2690 ☒ a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

